

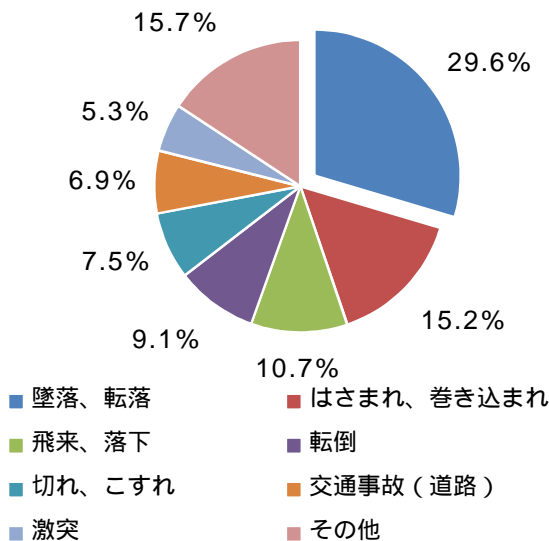
STOP！墜落災害

帯広労働基準監督署内の建設業では、墜落災害の発生が高い状況となっております。

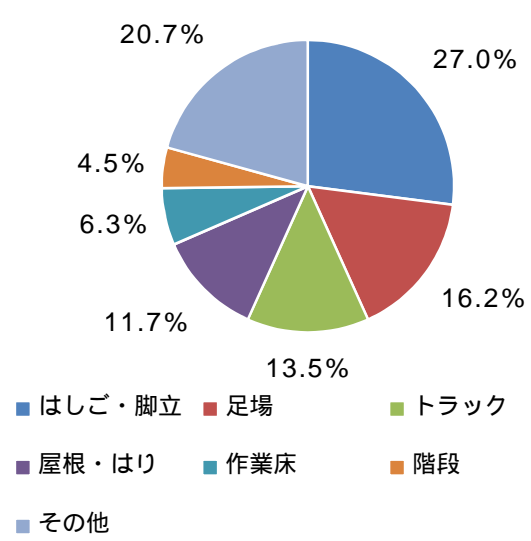
特に脚立・はしご、足場からの墜落災害が多く、又墜落高さが2 m未満での発生割合が高く、傷病の程度を見ても、一度災害が発生すると重傷となる災害が多く発生しています。

そのため、高さに応じた安全な設備の使用、手すりの確実な設置、脚立・はしごの適切な使用、要求性能墜落制止用器具の確実な装着と使用等の墜落・転落災害防止対策が必要となっております。

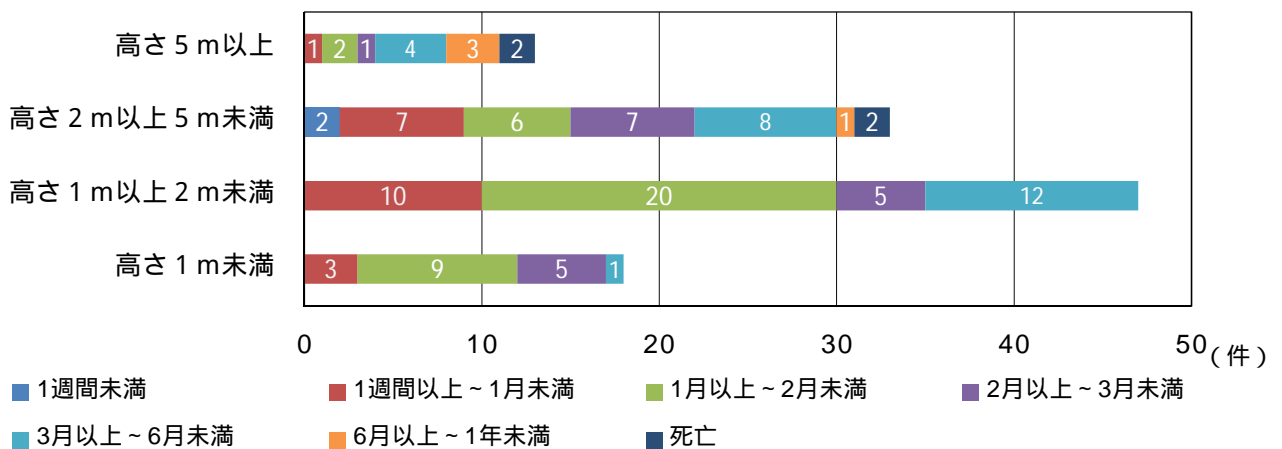
災害の種類別



災害の要因別



墜落高さ・傷病の程度別



統計資料は、帯広労働基準監督署管内で平成29年～令和3年に建設業で発生した災害をまとめたものです。

帯広労働基準監督署

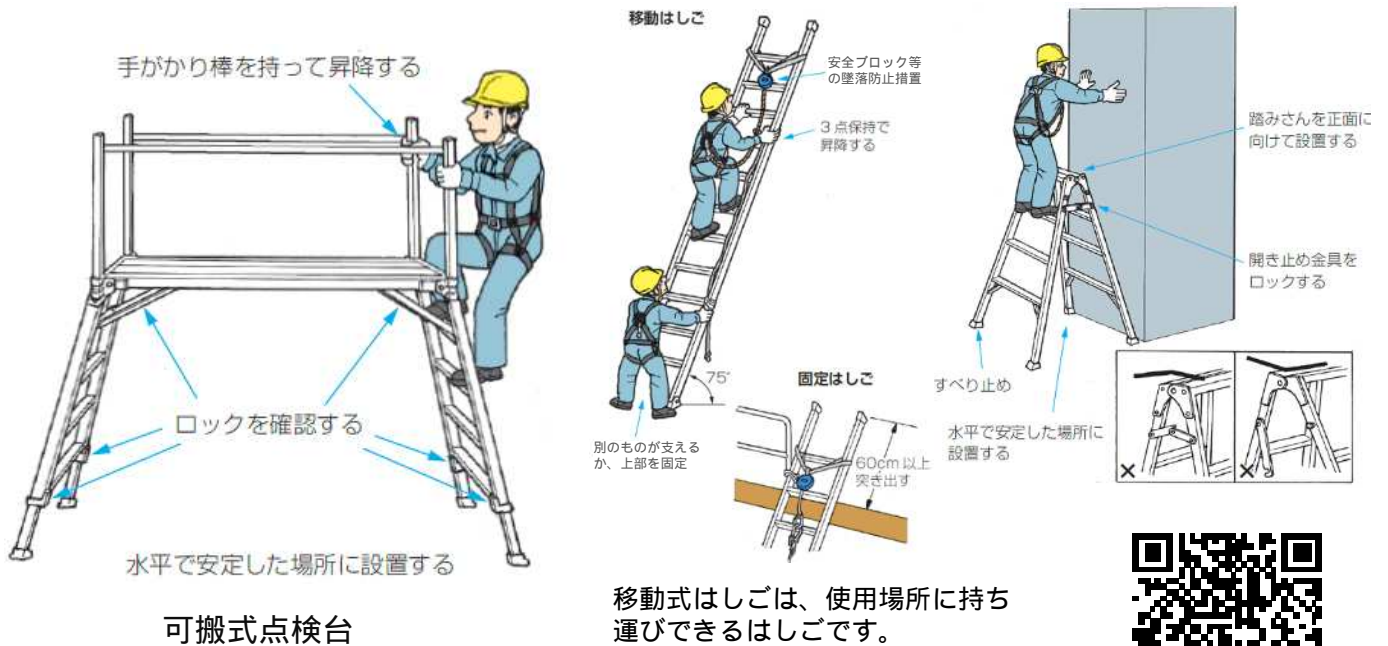
〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎

TEL (0155)97-1244(安全衛生課)

FAX (0155)21-1924

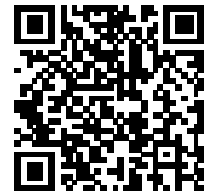
脚立・はしごの使用前に設置場所、設置状況を確認しましょう。

脚立・はしごを使用する作業においては、より安全な足場や可搬式点検台等を使用しましょう。また、脚立・はしご等を使用する際には、平たんな場所で使用し、固定方法、安定状況等を確認してから作業を行いましょう。



移動式はしごは、使用場所に持ち運びできるはしごです。

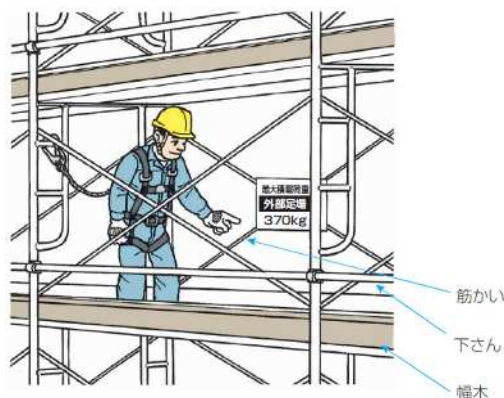
はしご、脚立の点検表はこちら



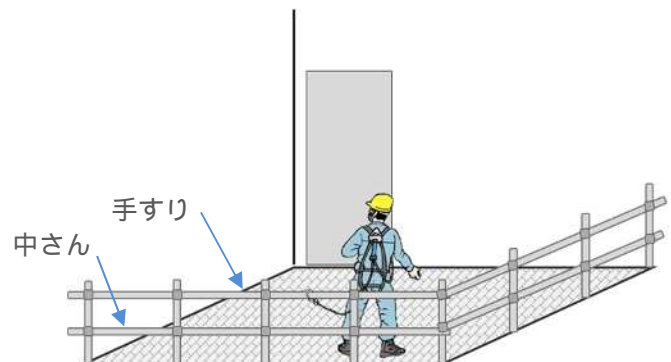
高所では要求性能墜落制止用器具を使用し、足場、作業床、手すりを確実に設置し有効な状況で作業を行いましょう。

高所作業においては、作業に必要な広さのある作業床、足場等を設置し作業を行うとともに、作業床、足場には人が倒れ掛かっても大丈夫な構造の手すりを設置し、必要に応じ、要求性能墜落制止用器具を確実に装着し使用し作業を行いましょう。

なお、作業の性質上、足場の手すりを取外す必要があるときは、元方事業者等の現場責任者に申し出てから作業を行い、作業中は作業場所の関係者以外立入禁止、要求性能墜落制止用器具を確実に装着し、フックを頑丈な設備に掛けて使用しましょう。



足場の組立例



手すりの組立例

事業者・職長は、現場内の安全管理を行いましょう。

事業者は、労働者が、事業場で定める作業方法、安全対策、法令に定める事項の遵守等を行い、労働者が労働災害に遭わないよう安全衛生活動を日々行う必要があります。また、職長等は事業者に代わり現場で作業を行う労働者の安全衛生管理を担う立場にありますので、労働者の安全行動を見て、問題があれば注意し、改善するようにし、又労働者同士もお互いに声を掛け合える風通しのよい環境づくりもお願いします。

